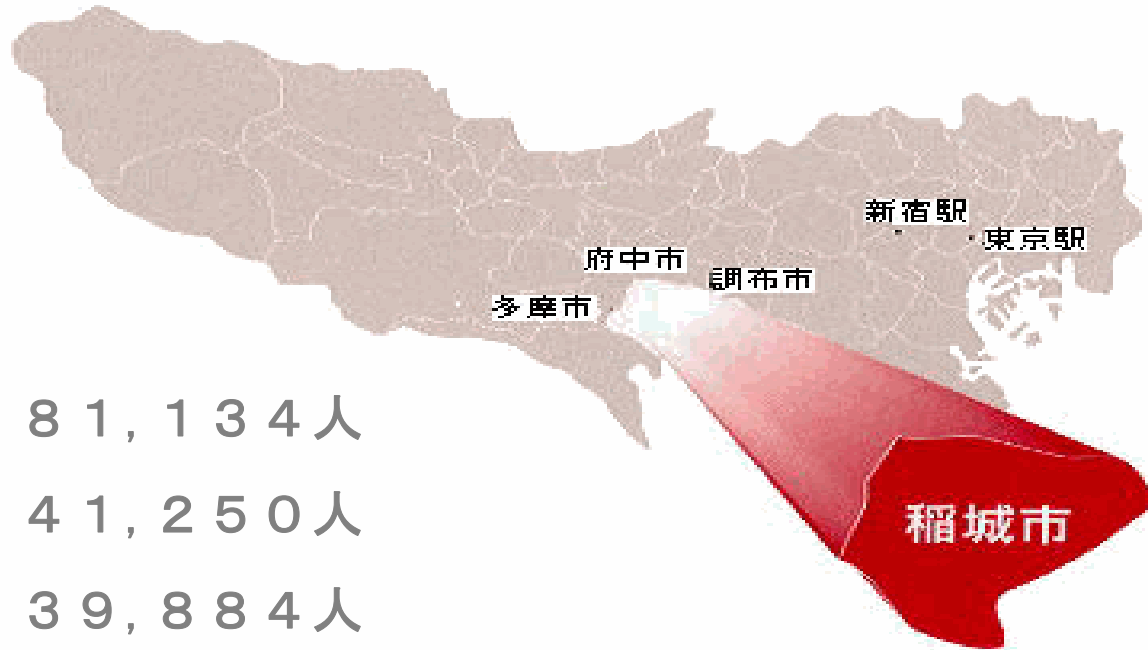


介護認定調査項目等について ～削除項目(23項目)案への意見～

稲城市福祉部高齢福祉課長
石田光広

稲城市の位置、人口等



人口 81,134人

男 41,250人

女 39,884人

高齢化率 15.4%

★東京都心の新宿から西南に約25km、南多摩地区の東端に位置しています。

★面積は 17.97km²(東西、南北とも約 5.3km)です。

介護認定の概要

認定審査会委員 16名（医療6名、保健4名、福祉6名）
審査会開催回数 年間55回（1回あたりの審査件数35.7件）
資料委員配布 審査会10日前
平均審査時間 1分46秒
申請から認定調査までの平均日数 10.6日
申請から認定までの平均日数 34.1日

審査会認定結果

（単位：人）

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	35	338	335	388	258	265	185	158	1,962
構成比	1.9%	17.2%	17.1%	19.8%	13.1%	13.5%	9.4%	8.1%	100.0%

平成19年度実績

介護認定にかかる事務費負担

認定に係る事務費 20,468,326円

内訳

介護認定審査会経費	4,252,200円
主治医意見書料	8,561,000円
認定調査費用等	7,655,126円

1回あたりの審査会費用 372,479円

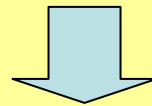
1人あたりの費用 10,433円

※コンピュータ経費を除く。
(平成19年度実績)

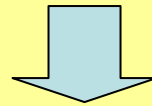
※市町村にとって、事務費負担は非常に大きい。

介護認定調査項目（23項目）削除の案 についての意見

事務の簡素化に向かうことは必要



項目数の削減は、介護認定事務の効率化に
つながるため基本的には賛成



しかし、円滑な介護認定となるよう、
現場の声をよく聴いた上で決定して欲しい

問題行動に関する項目の削除(案)のうち 残すことを期待する項目等の意見

【特に残すことを期待する項目】

- 1 「幻視・幻聴」
- 2 「感情が不安定」又は「同じ話をする」
- 3 「暴言・暴行」
- 4 「大声を出す」又は「落ち着きなし」
- 5 「外出して戻れない」
- 6 「火の不始末」

【可能であれば残してもよいと思う項目】

- 1 「作話」
- 2 「一人で出たがる」
- 3 「収集癖」
- 4 「物や衣類を壊す」
- 5 「不潔行為」

残すことを期待する理由等

【直接的な理由】

- ・ 認知症の周辺症状として現れやすい項目と思われること。
- ・ 在宅生活が困難となる原因を現していると思われること。
- ・ 介護の手間が具体的にイメージできるものと思われること。
- ・ 対象者の状態を想像しやすいと思われること。

【その他の理由】

- ・ 認定審査会（二次判定）での介護認定調査項目の活用
- ・ ケアマネジメントへの介護認定調査項目の活用
- ・ 介護保険運営協議会での意見
- ・ 認知症高齢者を具体的に把握するツールとして活用

認定審査会（二次判定）での 介護認定調査項目の活用

認定審査会では、対象者の状態を適切に把握するためには多角的な介護認定調査項目情報が有益である。特に、認知症の程度を見るためには、問題行動に関する項目（第7群）を総合的に判断することが行われているため、一次判定で不要であっても、状態をイメージさせることができる情報は必要と思う。

大幅な削除により、かえって情報不足となり、認定審査会の審査・判定が不安定となることが心配である。

ケアマネジメントへの 介護認定調査項目の活用

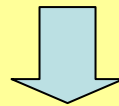
調査事項(データ)は、申請者の同意を得た上で、担当するケアマネジャー(居宅・施設)へ提供されている。認定調査項目は、ケアプラン作成等に活用されるほか、サービス担当者会議等への活用も多く行われている。

このように、現場では現行の認定調査事項(データ)をサービス提供のために活用することが定着しており、ケアに有用な情報が大幅に削除された場合は、影響が大きいと思われる。

介護保険運営協議会での意見

稲城市の介護保険運営協議会の委員からは、「介護認定調査23項目の削除では認知症の認定やケアに影響が出るのではないか」「実態に即した改正となるよう国へ求める必要があるのではないか。」

などの意見が出されており、介護認定調査事項の問題行動に関する項目の大幅な変更に対して、心配する声があった。



問題行動に関する事項の大幅削除は、慎重にすべき。

認知症高齢者を具体的に把握するツールとして活用(1)

市町村現場では、認知症高齢者の具体的な状態を把握することが必要なことがあり、「認知症高齢者の日常生活自立度」に加えて、介護認定調査の「問題行動に関する項目」の記入事項を参考にすることがある。

例 市町村事業への日常的活用

(1) 「外出して戻れない」「一人で出たがる」

→ 徘徊感知器の配布事業へ活用

(2) 「火の不始末」

→ 自動火災報知器の設置助成事業等への活用

認知症高齢者を具体的に把握するツールとして活用(2)

稲城市では、①認知症対策、②高齢者虐待対策、③孤独死対策、を重点事項としており、介護サービス必要量の確保に加えてこのような地域ニーズに対応した対策(サービスの供給)を重視し、現在策定中である介護保険事業計画等にも位置付ける予定である。

こうした中で、介護認定データはこうした地域ニーズ分析(地域間比較や時系列比較)に活用できるため、非常に貴重なものと考えている。また、このデータの他に市町村が活用できるものは見当たらない。

こうした観点からも、ある程度の「問題行動に関する事項」データの蓄積は必要ではないかと考える。

意見のまとめ

- 1 介護認定事務の簡素化・効率化は進めるべきである。
- 2 介護認定調査項目(データ)はコンピュータ判定に直接不要であっても、「調査員の把握を助けるもの」、「介護認定審査会での審査・判定に有益であるもの」、「介護マネジメントなど現場での活用が進んでいるもの」「市町村が地域を把握するうえで活用しているもの」などは、削除せず、一部は残してもよいのではないか。
- 3 介護認定事務は制度の信頼性を確保するうえで重要な事務であることから、科学的な一次判定ロジックの決定に加えて、住民への説明を担う現場の市町村職員の実務的な意見も参考として欲しい。